

2023 10月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



厚生労働省 福島労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワーク会津若松
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方
〒966-0853 喜多方市宇千刃8374
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津
〒967-0004 南会津町田島字行司12
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和5年8月分) 会津地域:1.48倍 福島県:1.36倍 全国:1.29倍

●労働力調査(令和5年8月分) 完全失業率:2.7% 完全失業者数:186万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

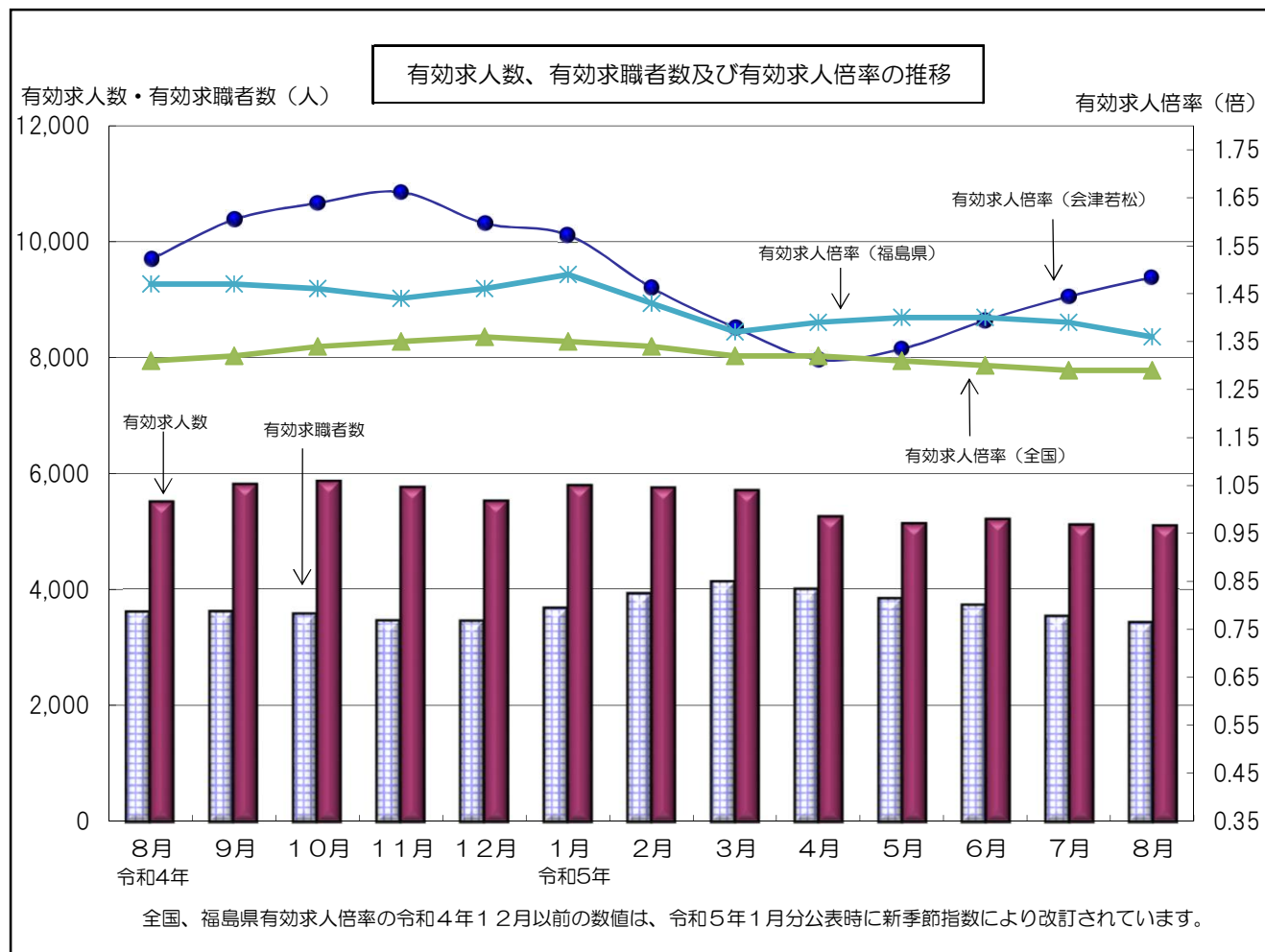
最近の雇用失業情勢(令和5年8月分)

●有効求人倍率は1.48倍(会津若松:1.49倍 喜多方:1.41倍 南会津:1.62倍)となり前年同月を0.04ポイント下回りました。

●正社員有効求人倍率は1.20倍と前年同月を0.04ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は5,085人となり前年同月比406人減少(7.4%減)
- ・月間有効求職者数は3,426人となり前年同月比183人減少(5.1%減)し過去最少
- ・新規求人数は1,612人となり前年同月比233人減少(12.6%減)
- ・新規求職者数は769人となり前年同月比10人増加(1.3%増)



福島県最低賃金は令和5年10月1日から

時間額 **900**円 (42円引き上げ)

福島県最低賃金は 常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内の全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には次の賃金は算入されません。

- * 精皆勤、通勤、家族手当
- * 時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
- * 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



オリジナルマスコット：さいちゃんくん

新たな福島県最低賃金の発効日以降、求人申込の際には賃金の下限額が新たな最低賃金を下回らないようお願いいたします。また、地域別最低賃金が順次発効されることに伴い、就業場所が他労働局管内である場合においても、賃金の下限額が最低賃金を下回らないようお願いいたします。

◎お問い合わせ先

最低賃金：福島労働局労働基準部賃金室 電話024(536)4604
求人申込：ハローワーク会津若松求人企画部門 電話0242(26)3333 (31#)

一般職業紹介状況 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)

お問い合わせ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和5年8月			令和4年8月		
	男	女	常用	男	女	常用
1 新規求人数	1,612	-	1,450	1,845	-	1,609
2 月間有効求人数	5,085	-	4,691	5,491	-	4,958
3 新規求職申込件数	769	361	762	759	366	754
うち45歳以上	404	212	398	370	196	365
4 月間有効求職者数	3,426	1,691	3,407	3,609	1,823	3,584
うち45歳以上	1,870	1,028	1,856	1,922	1,065	1,902
5 紹介件数	783	419	720	777	394	705
うち45歳以上	388	229	342	382	212	339
6 就職件数	287	136	252	275	133	245
うち45歳以上	131	74	109	137	69	119
7 充足数	260	-	234	265	-	238
8 新規求人倍率	2.10	-	1.90	2.43	-	2.13
9 有効求人倍率	1.48	-	1.38	1.52	-	1.38
10 就職率 (%)	37.3	37.7	33.1	36.2	36.3	32.5
うち45歳以上	32.4	34.9	27.4	37.0	35.2	32.6
11 充足率 (%)	16.1	-	16.1	14.4	-	14.8

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

「ユースエール認定企業」をご存じですか？

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

8月22日（火）、福島労働局において「ユースエール認定企業」認定
通知書交付式が開催され、喜多方市のケミコン東日本マテリアル(株)が、当
所管内では17企業目の認定を受けました。

「ユースエール認定企業」とは、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用
管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

同社の鈴木社長は今回の認定を受け「さらに働きやすい職場づくりと働
き手の確保・定着に努力したい」と抱負を述べておられました。

「ユースエール認定企業」の認定基準は

- 直近三事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ
月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上
または、年平均取得※70%以上 ※付与日数に占める取得日数の平均

などですが、貴社はいかがですか？ 認定により様々なメリットがあります。

- 1：ハローワークなどの機関でPRできる
- 2：認定企業限定の就職面接会に参加できる
- 3：日本政策金融公庫の低利融資を受けられる
- 4：公共調達で加点評価を受けることができる
- 5：自社商品や広告に認定マークが使用できる
- 6：各種助成金の助成率等の割増



左から鈴木喜多方所長、鈴木社長、岩橋主管



井口局長

会津地区の認定企業

	企業名	所在地		企業名	所在地
1	会津鉄道(株)	会津若松市	10	学校法人 白梅	会津若松市
2	パナソニック ソーラー アモルトン(株)	喜多方市	11	(株)シンク	会津若松市
3	第一緑化工業(株)	会津若松市	12	西田精機(株) NEW!	西会津町
4	(株)丸庄工務所	会津美里町	13	(株)ダイエツ NEW!	会津若松市
5	佐久間建設工業(株)	三島町	14	(株)スマタフォトニクス NEW!	南会津町
6	会津商工信用組合	会津若松市	15	ルービィ工業(株) NEW!	会津美里町
7	鈴木建設(株)	喜多方市	16	東協設備(株) NEW!	会津若松市
8	(株)エコロニューム	南会津町	17	ケミコン東日本マテリアル(株) NEW!	喜多方市
9	(株)目黒工業商会	会津若松市			



詳しくはこちら →



企業も労働者も 安心して副業・兼業に取り組むために

お問合せ先：最寄りの労働基準監督署まで

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境
を整備することが求められています。

長時間労働になり、労働者の健康が阻害されることがないように、「副業・兼業の促進に
関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のポイント

基本的考え方

- 労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされていることから、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当です。
※労務管理を適切に行うためには、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましいです。
- 副業・兼業は、本業以外でのスキルや経験の獲得により、労働者の主体的なキャリア形成に資するものであることから、各企業における副業・兼業の取組について公表することを推奨しています。

労働時間管理

- 労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間とを通算することで行います。
- 労働時間の通算にあたっては、自社で取り入れやすい方法を採用し、自社と副業・兼業先の労働時間を確実に通算するようにしましょう。

健康確保

- 副業・兼業を行っている労働者とコミュニケーションをとり、労働者の健康確保に必要な措置を講じましょう。
- 状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことも考えられます

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」など、副業・兼業の取組に役立つ資料はコチラ ⇒
ぜひご活用ください。



雇用保険関係の手続きはインターネットによる「電子申請」がとっても便利!!
24時間、365日いつでも申請できるので、ご都合の良い時間に、らくらく完了

- パソコンによりどこからでも、待ち時間なく申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- 大切な個人情報の持ち運びが不要～安全管理に最適です。
- ハローワークに来所する時間や、書類を郵送する費用も節減できます。

さらに

- 「**照合省略**」※の認可を受けることで、賃金台帳等の**確認書類の添付を省略**することができます。

※「照合省略」の認可には要件があります。ハローワークにおたずねください

◎雇用保険の電子申請は、インターネットにより**電子政府の総合窓口 <e-Gov>** を通じて行います。

詳しくは <e-Gov> ホームページ <https://www.e-gov.go.jp> をご確認ください。



e-gov

また

「**G Biz ID**」でIDとパスワードを取得すれば、電子申請が簡単に！取得は無料です。



「G Biz ID」とは1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

「G Biz ID」の詳細は<https://www.gbiz-id.go.jp>



☆ハローワークでは、ご希望によりアドバイザーを派遣して、導入にあたっての相談、パソコンの設定から実際の申請方法まで、**無料で支援**を行っています。
この機会にぜひご利用ください。

お問合わせ先：ハローワーク会津若松雇用保険課 電話0242(26)3333(21#)

雇用保険業務取扱状況

項 目		令和5年8月	令和4年8月	前年同月比(%)	
適用関係	新規適用事業所数	6	15	▲ 60.00	
	廃止事業所数	7	12	▲ 41.67	
	月末現在事業所数	5,104	5,134	▲ 0.58	
	資格取得者数	696	666	4.50	
	資格喪失者数	690	779	▲ 11.42	
	月末現在被保険者数	70,233	70,932	▲ 0.99	
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数	189	195	▲ 3.08
		受給者実人員	880	1,046	▲ 15.87
	高齢給付	受給者数	54	54	0.00
	短期特例	受給者数	0	1	▲ 100.00
	再就職手当	支給人員	71	87	▲ 18.39
	就業促進定着手当	支給人員	23	13	76.92
雇用継続給付	高年齢	受給要件確認件数	22	28	▲ 21.43
		受給者実人員	466	508	▲ 8.27
	育児休業	受給要件確認件数	56	42	33.33
		受給者実人員	520	477	9.01
介護休業	受給者数	7	3	133.33	
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	21	17	23.53
	専門実践教育訓練	受給者実人員	6	8	▲ 25.00